

平成30年4月から 国民健康保険制度 が変わります

■問い合わせ 市民福祉課 ☎ 64・6018



制度の見直しによる効果

効果①
県内での保険税負担の
公平な支え合い

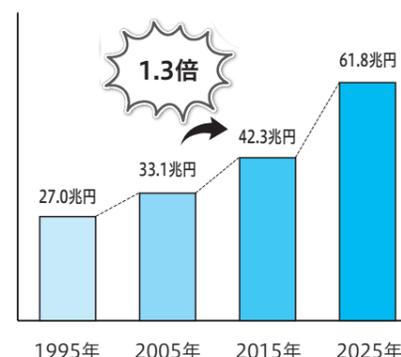
新しい財政運営の仕組みでは、県が市町ごとの医療費水準や所得水準に応じた「国保事業費納付金（保険税負担）」の額を決定します。保険給付に必要な費用を全額、「保険給付費等交付金」として市町に対して支払います。県内で保険税負担を公平に支え合う仕組みになります。

効果②
サービスの拡充と
保険者機能の強化

県では、市町との協議に基づき、県内の統一的な運営方針としての「国民健康保険運営方針」を定めます。これにより、市町が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進していきます。

この10年で、70歳以上の高齢者数は**1.3倍**、国民の医療費も**1.3倍**、団塊世代が全員75歳以上になる、2025年には、国民の医療費総額は**61.8兆円**になる見込みです。市国民健康保険においても、医療費は年々増加しており、この10年で18億7750万円（平成17年度）から21億5325万円（27年度）と、**1.15倍**になっています。20年度から75歳以上は後期高齢者医療に移行しているため、実際の率はもっと伸びていることになります。

【国民医療費 10年ごとの推移】



なぜ？なに？ Q&A

Q. 新しい仕組みには、どんなメリットがあるの？

A. メリット①
県も国民健康保険制度を担うことで、市町の財政は従来と比べて大きく安定します。県は、市町ごとの標準保険料率を提示します。これにより、標準的な住民負担の見える化が行われ、市町間での比較が可能になります。

メリット②
広域化により、平成30年度から、同一県内で他の市町に引越した場合でも、引越前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の上限額支払い回数のカウントが通算されます。このことが、経済的な負担の軽減につながります。

Q. 統一の運営方針を定める目的は？

A. 国民健康保険の安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保を目指すものです。

国民皆保険（すべての国民が公的医療保険に加入する制度）を将来に渡って守り続けるために、平成30年4月から、これまでの市町に加えて、**県も国民健康保険制度を担うことになりました**

見直しの背景（構造的な課題）

- ▼年齢構成が高く医療費水準が高い。
- ▼所得水準が低く保険料の負担が重い。
- ▼財政運営が不安定で赤字になっている小規模保険者が多く存在。

見直しの柱

- ▼国の財政支援を拡充します（約3400億円）。
- ▼県と市町が共に国民健康保険の保険者となり、各役割を担います。

主な変更点

- ▼県が国保運営の中心的役割を果たします（資格の届け出や保険税の賦課・徴収、各種申請は今まで通り市町で行います）。
- ▼平成30年以降の一斉更新から、新しい被保険者証などには、県名が表記されるようになります。

Q. 保険税額は変わるの？

A. 税額を改定する予定です。市町はこれまで個別に給付費を推計し、保険税負担額を決定してきました。今後は県に納付金を納めるため、県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険税算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険税率を定め、保険税を賦課・徴収します。

Q. 税の納め方などは変わるの？

A. 財政運営の仕組みは変わりますが、被保険者の皆さんの保険税の納め方、医療の受け方は変わりません。各種申請、届け出についても、これまで通り市町福祉課で行います。

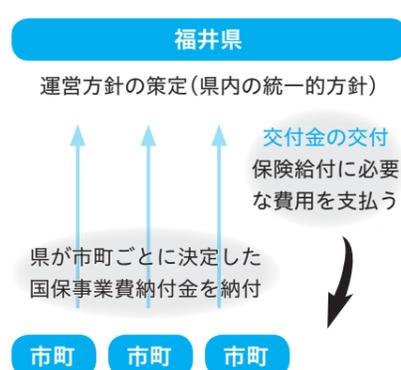
Q. 税額の改定はいつ行われるの？

A. 平成30年度から、県が県内全体で必要となる医療費を推計し、市町ごとの納付金額を提示します。それに合わせ市も税額を改定する予定です。改定額については、県の納付金額等が決まってから、改めてお知らせします。

【県と市町の役割分担】

県の主な役割	市町の主な役割
・ 財政運営の責任主体	・ 国保事業費納付金を県に納付
・ 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・ 資格を管理（被保険者証等の発行）
・ 市町ごとの標準保険料率を算定、公表	・ 標準保険料率等を参考に保険税率を決定 ・ 保険税の賦課、徴収
・ 保険給付費等交付金の市町への支払い	・ 保険給付の決定、支給

【イメージ図】



持続可能な社会保障制度の確立のために

今後、市では、より積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるために、さまざまな働きかけを行います。

また、地域づくり・まちづくりの担い手として、関係者と連携・協力した取り組みを進めます。

国民健康保険は、国民皆保険の最後の砦です。

持続可能な社会保障制度の確立を図るため、平成30年度からの制度見直しに、ご理解とご協力をお願いします。

わからないこと、困ったことがあれば、市役所市民福祉課までご相談ください。



市民福祉課
加門 主事